

住民課からのお知らせ

## 国保財政の健全化に向けて（14）

今回は平成28年度の国保税率について説明します。

### 収入不足の現状

以前から行っている収入不足の試算と同じ方法で今年度の状態を見積もったところ、「収入不足額」は1億円強となりました。当初2億円あったものを約半分にできたこととなります。

税の見直しで2億円の1/3をまかなう計画でしたので、計画通りですと不足額が2/3になるはずですが、国からの財政援助が厚くなったこと・社会保険からの補填額が増えたことにより、予定より多く圧縮できたと見込まれます。

収入不足額が予定より圧縮できたため、国保税の見直し額も27年度と比べて約85%の額にすることができました。

### 平成28年度国保税率

今年度も国保税の見直しにより、負担の増える額が小さい世帯と大きい世帯を示して、細かい計算などの説明を省きたいと思えます。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### ○負担の増える額が最小の世帯(基礎控除後の所得が0円の世帯)

◎年額で3,500円上がります。

◎たとえばこんな世帯

一人暮らしで収入は国民年金の基礎年金のみ。

#### ○負担の増える額が大きい世帯(税の軽減基準以上に所得がある世帯)

◎年額で11,800円+所得※×0.66%上がります。

※具体的にいくら位影響があるのか？

◎世帯の所得※100万円の場合

11,800円+6,600円=18,400円上がります

◎世帯の所得※200万円の場合

11,800円+13,200円=25,000円上がります

※所得 加入者それぞれの所得から33万円を引いた後の額。  
所得が33万円より少ない方は0円で計算。

◇お問い合わせ先 串本町役場住民課 TEL0735-62-0561

住民課からのお知らせ

## 串本町福祉医療費等助成制度について

串本町では、町内在住で各制度の条件に該当する方について、保険適用になった医療費の自己負担分を助成する制度があります。医療費の助成を受けるには申請・認定が必要です。

制度内容の詳細につきましては、串本町のホームページをご覧ください。串本町役場住民課福祉医療係(TEL0735-62-0561)までお問い合わせください。

制度名	内容
① 子ども医療費助成制度	就学前の乳幼児は入院・外来、小・中学生は入院に係る医療費が助成対象となります。 ★平成28年8月より対象が拡大されます。詳細については、次号以降の広報でお知らせいたします。
② ひとり親家庭医療費助成制度	配偶者のいない方が児童を扶養する家庭等で、児童が満18歳になったのち最初に達する3月31日まで、その親(扶養者)と児童の入院・外来に係る医療費が助成対象となります。 <所得要件あり>
③ 重度心身障害児(者)医療費助成制度	以下の条件の方の医療費が助成対象となります。<所得要件あり> ・身体障害者手帳1級・2級 ・身体障害者手帳3級 ※住民税非課税世帯の入院に係る医療費のみ。 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ・療育手帳A判定 ・特別児童扶養手当1級
④ 老人医療費助成制度	67~69歳で、以下の条件に該当する方の、入院・外来に係る医療費が助成対象となります。 ・後期高齢者医療の被保険者でない ・本人および世帯員が町県民税非課税である ・他の世帯の方から扶養を受けていない ・生活保護を受けていない ほか <所得・資産要件等あり>
入院時食事療養費助成制度	①②③の対象者のなかで、一定の条件を満たす方に対して、入院時食事療養費の一部を支給します。<所得要件等あり>

福祉課からのお知らせ

## 災害時要援護者台帳登録制度のお知らせ

災害時に援助が必要な方を事前に把握し、いざというときの円滑な支援に役立てるための「災害時要援護者台帳」を作成しています。

高齢者のみの世帯、重度の障がい者手帳の交付を受けている方や、要介護3以上の認定を受けている方等で台帳に登録を希望される方は、役場福祉課要援護者台帳係までお問い合わせください。

#### ◇お問い合わせ先

串本町役場福祉課 TEL0735-67-0174 (和深総合センター) または  
TEL0735-62-0562 (福祉課)